

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者等が運転する自動車又は身体障害者等と生計を一にする者等が身体障害者等のために運転する自動車に係る自動車税について、平成23年度から課税免除は行わず、減免の対象とすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者等が所有する自動車に係る自動車税について、平成23年度から減免（現行 課税免除）の対象とされたことに伴い、課税免除に係る規定を削り、減免に係る規定を設ける。
- (2) (1)に伴う様式の整備を行う。
- (3) 口座振替を利用して自動車税を納税する場合の納税証明書の有効期限は、納税者の利便を考慮し、翌年度の6月20日（現行5月30日）とする。
- (4) 金融機関又はコンビニエンスストアでの納税に使用する納付書の様式について、納付書の金融機関・コンビニエンスストア店舗控の部分から、納税義務者の住所を削除する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とするイを除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則は、廃止する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県行政組織規則の一部改正
 - ア 本庁に関する事項
 - (ア) 農林水産部森林・林業総室に全国植樹祭準備室を新設する。
 - (イ) 防災局防災チームを防災局防災課に、防災局危機管理チームを防災局危機管理課に、防災局消防チームを防災局消防課に改める。
 - イ 地方機関に関する事項
 - (ア) 西部総合事務所の県民局大山中海振興課を県民局大山中海観光課に改める。
 - (イ) 倉吉交通事故相談所を廃止する。
 - (ウ) 栽培漁業センターを新設する。
 - ウ その他
内部組織、所掌事務、附属機関等について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 鳥取県消防頭章金条例施行規則について、(1)のアの(イ)に伴う所要の規定の整備を行う。

鳥取県会計規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化及び簡素化を図るため、会計事務に係る手続及び作成書類を見直し、一部の会計事務を廃止する等所要の改正を行う。

- (2) 平成23年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。
- (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに鑑み、期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合等を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 部等の出納員が行う領収済報告書の作成及び会計管理者への提出に係る事務を廃止する。
 - イ 統轄店が行う会計管理者への資金交付済通知書の送付に係る事務を廃止する。
 - ウ 指定出納取扱店が行う次に掲げる事務を廃止する。
 - (ア) 公金振替済一覧表の会計管理者への送付に係る事務
 - (イ) 支払済通知書の会計管理者への送付に係る事務
 - (ウ) 支出振替金残高報告書の作成及び統轄店への送付に係る事務
 - エ 指定出納取扱店が作成し、統轄店が取りまとめる支払期間経過未払金報告書は、知事のみ(現行 知事及び会計管理者)に送付することとする。
 - オ 歳入の徴収等の委託手数料及び生産物等の販売委託手数料に係る繰替払の報告は、繰替払をした者に代わって、これらの委託を受けた者が行うことができることとする。
 - カ 統轄店が会計管理者に提出すべき歳入金歳出金月計対照一覧表及び歳入歳出外現金月計対照一覧表の部数は1部(現行 2部)とし、統轄店が行う月計対照個別表の作成及び提出に係る事務を廃止する。
 - キ 歳入金歳出金月計対照一覧表等に係る会計管理者の内容証明事務を廃止する。
 - ク 出納員等の交替に伴う引継ぎに係る所属の長の立会い及び知事への報告等を廃止する。
 - ケ 出納員又は分任出納員に委任させる会計管理者の事務について、鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納に関する事務等を加える。
 - コ 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年3.1パーセント(現行 年3.3パーセント)とする。
 - サ 平成23年4月の組織改正に伴う所要の規定の整備を行う。
 - シ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 関係する規則について所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計管理者組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

会計管理者の事務に関する重要事項の企画に参画させるため、会計管理者に参事監及び参事を置くことができることとする。

2 規則の概要

- (1) 会計管理者の事務に関する重要事項の企画に参画させるため、会計管理者に参事監及び参事を置くことができることとする。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。